

しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業の利用に合わせた住宅リフォームローン金利引き下げについて

下記の金融機関において、この助成事業を利用した住宅に対してリフォームローン貸付金利の引き下げが受けられます。

金融機関及び金利引き下げの概要等

金融機関名	概要
しまね信用金庫	「しましん住宅ローン」の金利引き下げプランの適用条件に、「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の利用を追加。
島根中央信用金庫	金利選択型住宅ローン「新だんらん130」の金利引き下げ項目に、「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の利用を追加。
日本海信用金庫	「日本海しんきん住宅ローン」の金利割引項目に、「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の利用を追加。
島根県農業協同組合	「とくとくプラン」、「リフォームローン」において金利を引き下げる。

※詳しくは各金融機関の窓口へお問い合わせください。



島根県観光キャラクター「しまねっこ」島根連許諾第6206号

子育て世帯も応援するにや



しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 by 島根県

新規メニュー

しまね住宅総合相談員について

リフォームに関するご相談は、島根県建築住宅センターが養成、登録を行っている「しまね住宅総合相談員」にお尋ねください。住まいづくりの専門家が無料で相談を行います。

登録者の名簿は、こちら

助成事業のお申込

(一財) 島根県建築住宅センター業務課まで。
窓口または郵送でも受付しています。

〒690-0842 松江市東本町二丁目60番地すままちプラザ2階

お問い合わせ

お気軽にお問い合わせください。

まずは [しまね住宅ネット相談](#) メールによる相談をご利用ください。

<https://system.shimane-bhc.or.jp/guest/mail>

FAX 0852-25-9581 受付時間：24時間受付(ただし、対応は電話の受付時間内に限ります。)必ずご連絡先をご記入の上、左記番号までお送りください。

TEL 0852-33-7268 (直通 業務課) 受付時間：9:00から17:00(土日祝日、年末年始定休)



島根県土木部建築住宅課 住宅企画グループ 〒690-8501 松江市殿町1番地[南庁舎4F] TEL 0852-22-5226

子育て配慮改修

子育て負担の軽減や、安全で安心な子育て環境を整備するための住宅リフォームを対象とします。

バリアフリー改修

高齢者等が安全で快適に暮らせるようバリアフリー化するための住宅リフォームを対象とします。

募集期間

令和2年5月11日～令和3年2月15日

● 予算がなくなり次第、受付は終了します。 ● 工事が令和3年3月15日までに完了予定のものに限ります。

対象住宅

昭和56年6月1日以降に着工された島根県内の既存戸建住宅

● 昭和56年5月31日以前に着工された住宅は耐震診断が必要です。

※耐震診断により上部構造評点が1.0未満であれば一定の補強をする必要があります。

※耐震性を確認できた住宅又は今回の改修に併せて部分的耐震改修等を行う住宅は対象となります。

● 過去に「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」及び「当事業」による補助を受けていないこと。

その他条件

● 工事施工者が、島根県内に本店を有すること。

● 別棟となる増築は、補助の対象となりません。

補助率
1/3

安心・安全・快適な住まいづくりを応援します。

子育て配慮改修

助成
金額

一戸あたり **上限 30万円**

※30万円以上の助成対象工事費で1/3以内の額



助成の対象

子育て世帯(※1)が居住する住宅又は子育て世帯が近居(※2)する親世帯(※3)の住宅(いずれも居住予定を含む)
お孫さんが遊びに来る祖父母(親世帯(※3))の家も「子育て配慮改修」の対象となります。

対象工事

子育て世帯が安全で安心して生活するために子育てし易い環境をつくる工事

助成の対象となる工事の一例

- 1 子どもや妊婦にとって安全・安心な環境をつくる工事**
転倒を防止する為に床をCFシートに貼替え/転落を防止する手すり設置(バルコニー、窓、階段等)/子どもの様子を把握しやすい間取りに改修/不審者の進入を防止する防犯性の高い玄関ドアに取替え
- 2 子どもの健やかな成長を支える環境をつくる工事**
キッチンの広さと使いやすさを確保/リビングの広さと使いやすさを確保/子どもが使いやすいトイレを増設/子どもの成長に合わせて個室を確保
- 3 快適に子育てできる環境をつくる工事**
掃除がしやすい仕上げや設備への改修/収納スペースの広さと使いやすさを確保/雨の日や花粉の多い日でも洗濯物を干せるスペースを確保/雨の日でも車に乗降しやすいよう庇を設置

用語の定義

(※1)「子育て世帯」とは・・・18歳未満の子ども(若しくは満18歳となった最初の3月31日を迎える子ども)がいる世帯又は妊娠中の方がいる世帯。
 (※2)「近居」とは・・・子育て世帯と親世帯の近居とは、子育て世帯を含む親・子・孫等の三世代が同一地域(同一公民館の区域又は直線距離で5km以内)に居住すること。
 (※3)「親世帯」とは・・・親・子・孫の三世代で、子からみて父母、孫からみて祖父母に該当する世帯。

バリアフリー改修

助成
金額

一戸あたり **上限 30万円**

※30万円以上の助成対象工事費で1/3以内の額



助成の対象

年齢が60歳以上又は、身体障がい者(※1)の方が居住する住宅

対象工事

次の「整備基準」に適合するバリアフリー改修工事

整備基準

- 高齢者等の利用が想定される寝室(特定寝室:1室以上)と便所は同一階(原則1階)にあること。
- 日常生活空間(※2)の床は、止むを得ない部分(※3)以外に段差がないこと、または段差対策(※4)がされていること。
- 住宅内の指定された箇所(※5)に手すりが設置されていること。
- 日常生活空間の通路の有効幅が750mm以上確保されていること。
- 特定寝室、便所および浴室の広さが確保されていること。

用語の定義

(※1)身体障がい者:「障がい者雇用の促進等に関する法律」に規定される身体障がい者で身体障がい者手帳の交付を受けている者をいう。
 (※2)日常生活空間:高齢者などの利用を想定する主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(1室以上)、食事室及びこれらを結ぶ通路をいう。通常使用することがない部分(高齢者等が使用しない寝室、便所、廊下など)は、該当しない。
 (※3)止むを得ない部分:●玄関の出入口及び上がりかまちの段差 ●勝手口その他屋外に面する開口(玄関を除く)の出入口及び上がりかまちの段差 ●居室の部分の床にある300mm以上450mm以下の段差で生活に支障のないもの ●浴室の出入口の段差で、次の条件のいずれかを満たすもの:20mm以下の単純段差としてのもの・浴室の出入口に手すりを設置したもの。
 (※4)段差対策:日常生活空間の床に対し、手すりの設置又はスロープが設置されていること。
 (※5)手すり設置を指定する箇所:●階段 ●便所(立ち座り用) ●浴室(浴槽の出入り用) ●玄関(上がりかまちの昇降用、靴の着脱用)。

子育て配慮改修

又は

バリアフリー改修

どちらか一方を使って



助成限度額の加算

- 子育て世帯とその親世帯が同居・近居する場合 **+10万円**
●既に同居・近居している場合だけでなく、工事完了後に同居・近居する場合も対象です。
- New** 空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合 **+10万円**
●空き家バンク登録住宅とは、県内の市町村により運営等が行われている空き家バンクに登録されている住宅をいいます。

- New** 部分的耐震改修等を行う場合 **+30万円**
●昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、子育て配慮改修又はバリアフリー改修に併せて、部分的耐震改修又は全体の耐震改修を実施する場合が対象です。
- 「耐震診断」を実施し、その結果、上部構造評点が1.0未満の住宅であって、改修工事後に「特定居室が部分的耐震性能を有する」又は「建物全体が上部構造評点1.0以上となる」住宅である必要があります。

最高
80万円まで
助成!!